

## 監査結果に基づき講じた措置について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和7年12月10日付け公表）に係る措置状況の通知がありましたので、同上14条の規定により公表する。

令和8年3月24日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行  
尾花沢市監査委員 小 関 英 子

### 1. (監査の種類)

課名等	監 査 の 結 果	措 置 状 況
公益社団法人尾花沢シルバー人材センター  令和7年12月15日 措置報告  所管：商工観光課	団体に関する指摘事項  1. 事務規程第3条に定める事務局長不在の状態が長期化している。現在、事務規程で定める「臨時代行」を無理にあてはめ決裁等を行っている状況であり、事務規程では事案の決定者や事務分掌が定められていることから、早急に事務局長不在の解消または組織体制を見直されたい。  2. 令和6年度尾花沢市儲かる農業支援事業補助金の額の確定通知を紛失している。  3. 令和6年度において、事務の失念により職員の基本給の支払いについて2か月分を合算し支出している。  課に関する指摘事項  1. 公益社団法人尾花沢シルバー人材センター運営費補助金交付要綱第10条に「四半期に一度限り」と定め、補助金の支払いを行っていることについて、その必要性を再考されたい。  2. 公益社団法人尾花沢シルバー人材センター運営費補助金の申請及び実績報告について、シルバー人材センター全体の予算・決算ではなく、市補助金の使途が分かる資料を添付されたい。	1. 指摘事項に基づき、事務局長不在の状態が組織運営上のリスクとなっていることを重く受け止め、早急に後任者の確保を行うか、または現行の実態に合わせて事務規程及び組織体制の抜本的な見直しを行うよう、シルバー人材センターに対して指導してまいります。  2. 公文書の紛失は事務処理として不適切であるため、書類の受受・保管体制を再確認させ、重要書類の管理を徹底するよう指導してまいります。  3. 職員給与の支払い遅延は労働関係法令等の観点からもあってはならないことであり、事務担当者及び決裁権者によるチェック体制を強化し、再発防止に努めるよう指導してまいります。  1. 補助金の交付方法については、センターの円滑な事業運営や資金繰りの状況を勘案し、指摘事項を踏まえ、交付時期や回数の柔軟化を含めてシルバー人材センターと協議・検討してまいります。  2. 指摘のとおり、現状の資料では市補助金の充当先が不明確であるため、今後はセンター全体の収支予算書・決算書とは別に、市補助金対象経費のみを抽出した明細書等の資料を作成・添付させ、使途の明確化を図るよう是正いたします。